

堺市
行政情報化指針

平成 13 年 11 月

堺市

目次

はじめに	1
第1章 行政情報化指針の考え方	2
1.1 行政情報化指針策定の趣旨	2
1.1.1 情報化の進展	2
1.1.2 自治体の情報化への取組の変遷と展望	2
1.1.3 行政情報化を進める理由	3
1.1.4 指針策定の趣旨	4
1.1.5 行政情報化と地域情報化	5
第2章 堺市をとりまく社会的背景	6
2.1 国の動き	6
2.2 府の動き	7
第3章 行政情報化の基本理念と基本構想	9
3.1 基本理念	9
3.1.1 透明性の高い情報化	9
3.1.2 共有する情報化	9
3.1.3 費用対効果と実現可能性を重視した情報化	10
3.1.4 簡単でわかりやすい情報化	10
3.2 基本構想	10
基本構想1	11
基本構想2	12
基本構想3	13
第4章 情報化推進における留意点	14
4.1 推進体制	14
4.2 セキュリティ	14
4.3 個人情報保護	15
4.4 職員のスキルアップ	16

はじめに

行政におけるコンピュータ利用が、従来の「事務の効率化」を目的としたものから、意思決定や社会の変化に迅速に対応するための道具としての利用へと大きく変化しています。

この認識のもとに、本市では、最新の情報通信技術（IT: Information Technology）を取り込んだ全庁的な情報共有環境の整備と各種情報処理システムの導入を推進するために、総務人権局総務部情報システム課を中心として行政情報化の今後のあり方についての検討を進めてきました。

本市での行政情報化の計画としては、平成10年11月に策定した「堺市行政情報化推進計画」があり、内容は主に庁内での事務の効率化に重点を置いたものでした。

この推進計画で早期に着手する必要があるとしたシステムについては、そのほとんどが既に達成され、又は現在構築中か、若しくは構築が予定されております。そこで、今後の本市の行政情報化を一層進めていくにあたって、近年のITの進展などの状況を踏まえ、今回、「堺市行政情報化指針」を策定することとしました。

市民との情報の共有を考えた場合、地域情報化における取組も重要になってきますが、この指針は、本市における行政情報化の方向性を示すものです。

第1章 行政情報化指針の考え方

1.1 行政情報化指針策定の趣旨

1.1.1 情報化の進展

近年の高度情報化の進展にはめざましいものがあります。光ファイバー¹網の拡大等高速の情報通信ネットワークが低廉な料金で利用可能になったり、インターネットや移動体通信²・ケーブルテレビ³等様々な情報通信メディアを用途に合わせて自由に選択できるようになったり、暗号処理技術等様々な技術が開発されて新しいビジネスやサービスが次々と生み出されるようになっていたりしています。また、情報活用環境としてもパソコンだけではなく、携帯電話やテレビ、コンピュータが内蔵された家電（情報家電）、コンビニエンスストアや郵便局に設置されている Kiosk 端末⁴、高齢者や障害者に優しい専用端末等が次々と開発されており、ウェアラブルコンピュータ⁵も実用化に近づいてきています。

ここに挙げた IT の飛躍的な発達や情報通信ネットワークの著しい広がりによって代表されるような高度情報通信社会の進展は、時間や距離による制約を解消し、双方向・多方向のコミュニケーションを実現したことにより、産業経済活動や市民生活等、社会の各方面に様々な影響を及ぼしています。従来は企業・団体といった組織・信用の力によってしか情報を発信・入手できなかったものが、日常生活の隅々にまでコンピュータや通信ネットワークが入り始めたことで、個人が瞬時に世界中から情報を収集、発信できるようになったことは、その進展ぶりを端的に示す一つの好例です。

このように、高度情報通信社会の進展に伴って IT が社会にとってますます一般的な道具として利用されはじめると、行政にもそれに対応した活動が求められるようになってきます。

1.1.2 自治体の情報化への取組の変遷と展望

現在では社会のあらゆる局面にコンピュータが組み込まれ、コンピュータなしには社会そのものが円滑に活動できなくなっています。社会のさまざまな組織の一部あるいは基盤、あえて言うなら組織そのものとしてコンピュータが活動しています。

¹ 光ファイバー：【optical fiber】きわめて細いガラスファイバー等により光を用いて情報を伝達する。これまでの同軸ケーブル等と比べ、より高速・大量にデータ送信できる。

² 移動体通信：【mobile communication】通信を行う端末のうち、片方ないし両方を移動させられる通信の総称。（携帯電話・自動車電話など）

³ ケーブルテレビ：【CATV：cable television】アンテナを用いずに、映像を同軸ケーブル・光ファイバーケーブルを用いて伝送する有線のテレビ。双方向通信が可能。回線は電話・インターネットにも用いられる。

⁴ Kiosk 端末：材料は元来、公園の売店のような簡易建造物の意。転じて、情報 kiosk 端末は、駅・コンビニエンスストア等におかれる、住民票や印鑑証明などの自動交付機交付や情報提供装置などを示すようになった。

⁵ ウェアラブルコンピュータ：【wearable computer】オーストラリア海洋科学大学の海洋科学者がフィールドワークの際に使用するために開発したコンピュータで身に付けるコンピュータとされている。

行政においても以前から積極的にコンピュータの導入を行い、行政情報化の推進を図ってきました。

1960から70年代に「合理化機械」として事務の効率化を目的としてコンピュータの導入は始まりましたが、1990年代に入るとその役割は大きな変化を遂げ、今では、コンピュータは「機械」というよりは「組織の一部あるいは基盤」として活動するようになっていきます。

しかし、その傾向が明らかになったのは、90年代の後半になってからです。80年代の後半から90年代前半にはその萌芽と見られる現象がいくつも見られ、それが今日につながっています。

さらにこの時代、技術的な面で言えば、インターネットが普及し始め、ウィンドウズパソコンが登場することによって、ITのすそ野は一気に広がったのです。

自治体では、職員一人一人がパソコンとネットワークによる情報装備を行うことによって、その組織活動自体が大きく変わろうとしています。従来の紙で行っていた処理は電子化され、電子文書はネットワーク上を飛び交うこととなります。処理スピードを極度に速めるだけでなく、業務のプロセス自体に変化を及ぼすのです。

また、他の機関ともインターネットで結ばれることにより、知識やノウハウ、情報をグローバルな視野で入手して活用できます。また、自分の情報を他の機関へ発信することにより、団体を越えた行政職員相互のレベルアップにつながると同時に、市民との情報交換によって政策についての合意形成を図っていくという使い方もできます。

ITの活用によって、行政の持つあらゆる情報を電子的に提供することにより、行政と市民との関係も変わり、行政自体も変わってゆくと考えられます。

1.1.3 行政情報化を進める理由

(1)情報化による市民サービスの向上

行政は今、少子・高齢化、産業構造の急激な変化、地球環境の悪化等地域社会が直面するさまざまな課題に対して、適切な対策を早急に講じることが求められています。

また、社会の成熟化に伴って地域の住民や事業者の行政に対するニーズが非常に多様化しているほか、情報化の進展による地域の住民や事業者の新たな行政に対するニーズが顕在化してきており、それらに対応したさまざまなサービスの提供が必要となっています。

これら諸課題の解決や、様々なサービスの提供に対して、限られた予算や人員のなかで対応を図っていくには、既存の業務やサービスの効率化とともに、新しい業務やサービスの効率的な遂行が必要となります。その有効な手段の一つが急速に進展しているITであり、その活用が必要不可欠となります。

また、ITの活用にあたっては利用者の利便の向上が目的であり、人間性を疎外したところに情報化はありえません。情報化の推進にあたっては、何よりも人間性とIT活用とのバランスを考慮する必要があります。

(2)情報化に対応した基盤整備の推進

社会の情報化の進展に対応して、国や各々の地方自治体でも行政の情報化を推進しており、情報化への対応が行政にとっての重要課題の一つになっています。現在、全国各地域においても情報化の取組が進められており、情報化が推進されないと「情報化の遅れた不便な地域」として、新たな地域間格差の発生、地域の社会・経済活動の停滞、住民・事業者の流出につながる恐れがあります。

「情報化の進んだまち」とは、必要とされる情報通信基盤やサービスが十分に整備されている「まち」であり、地域経営の担い手である行政は、社会の情報化に対応し「情報化の進んだまち」への脱皮に向けた積極的な努力を続ける必要があります。

(3)情報化による行政改革

民間企業はバブル経済崩壊後の大きな産業構造の転換期に直面し、自らの事業のあり方及び従来の方法や慣行そのものを見直すリストラクチャリング(事業の再構築)に取り組んでいます。ここでは、従来の仕事のやり方をそのままコンピュータ上の処理に置き換えて業務を合理化するというのではなく、IT を前提として効率的な業務を行うというビジネス・プロセス・リエンジニアリング(BPR)⁶という手法に大きく変わりました。つまり、IT の活用によって業務活動、そして組織までも変革してしまおうという方法です。

税収の大幅な増加が見込めず、産業構造の転換期に入り、かつ社会構造の変化による行政需要の増大に直面しつつある現在、行政も従来のやり方を踏襲するのではなく、IT を活用して行政経営や組織体制を変革していくという必要に迫られています。今、政府をはじめ各自治体では行政改革に取り組んでいます。改革の一つとして IT の活用による事務処理全般の見直し、行政の簡素・効率化及び透明化が求められています。

1.1.4 指針策定の趣旨

地域経営の担い手であり、地域サービスの提供主体である行政は、住民福祉の向上を図り充実した住民サービスの提供を行い、住みよいまちづくりを行うことを最大の使命としています。

その使命を全うするのに不可欠な手段が IT であり、社会の情報化に対応し行政も情報化を早急に進める必要があります。また、行政改革の一環としても、行政内部の情報化を着実に進め、その盤石となった基盤を住民サービスやまちづくりに最大限活かし、情報化を広く市域に浸透させて生活の利便性の向上を図ることで、「情報化の進んだまち」へと成長することが求められています。

以上のような理由から今回、本指針を策定しました。また、本指針によって市民の皆さんに本市が行政情報化にどう取り組んでいくかを明確にし、効率的で透明性の高い行政経営に向けた市の姿勢を知って頂くこともめざしています。

⁶ ビジネス・プロセス・リエンジニアリング：【BPR : Business Process Re-engineering】ビジネス・プロセスの再構築。業務改革。

1.1.5 行政情報化と地域情報化

本市としては、行政情報化・地域情報化に対する様々な取組を実施していますが、本指針は、地域情報化も視野に入れ「情報化の進んだまち」にふさわしい施策の実施を目標に行政内部の情報化をどのような視点で進めるかを示しています。

なお、行政情報化と地域情報化の区分については次のとおりです。

	行政情報化	地域情報化
定義	<ul style="list-style-type: none">・市の内部事務の情報化と市が直接行うサービスの情報化	<ul style="list-style-type: none">・地域社会の構成員がそれぞれの活動においてITを活用し、情報を共有することにより、市民生活の向上等をめざして行う情報化
目的	<ul style="list-style-type: none">・事務執行の効率化、高度化・行政が行う基本的なサービスの効率化を目的とした情報化整備・窓口業務の情報化及び高度化	<ul style="list-style-type: none">・市民生活の向上・コミュニティの活性化・情報活用能力の向上・地域産業の活性化

第2章 堺市をとりまく社会的背景

インターネットに代表される IT の急激な進歩は、社会及び経済活動全般にわたり大きな影響を与えようとしています。民間部門では、IT を活用した業務改革(BPR)の実施は今や常識化しており、たとえ優良大企業であっても、従来の業務手法に固執すれば本業の基盤自体が危ぶまれるような事態も発生しています。

また、一般家庭においても、パソコンの普及率が近年急激に増加し、国民・市民と政治・行政との関わりにおいても、パブリックコメント⁷等に見られる行政への意見陳述や政治家に対するメール等を用いた意見陳述(E-デモクラシー)等にも IT は利用されています。

このような状況は、情報化に対する取組の一層の加速、さらには民間部門との連携による新たな社会経済環境の構築と活用は急務と言えます。

2.1 国の動き

政府はすでに平成6年末に「行政情報化推進基本計画」を閣議決定して中央省庁における情報化を推進してきましたが、平成9年末にその計画を抜本的に改定し、改定された五カ年計画が現在推進されています。すでに中央省庁では一人一台のパソコンが配備され、「電子政府の実現」をミレニアム・プロジェクト⁸の一つとして掲げるまでになっています。

この行政情報化推進基本計画は、当初は行政機関の情報活用を民間企業のレベルまで引き上げることを目的としていました。ところが、改定時にその目的は大きく変わり、当初の理念では「効率的で、総合的・対応力に富んだ行政」とか「円滑な国民と行政との関係」といった言葉が掲げられていたのに対し、現在は「旧来の制度・慣行の見直し」、「簡素で効率的な行政」、「国民に開かれた信頼される行政」、「行政改革の手段」という言葉が使われています。つまり、IT を事務処理効率化のための道具として使うだけではなく、従来の制度・慣習や業務プロセスを変革し、国民との関係を変え、組織を改革していくための道具として活用していくという方針が明確に打ち出されています。平成12年12月に策定された国の IT 基本戦略においても、「IT 革命は産業革命に匹敵する」という認識が示されており、IT は世の中の基本的な枠組み自体を根本的に変えうる力を持ったものと考えられています。

最近の国の動きでは、IT 革命に対応していくための国家戦略である e-Japan 戦略を決定し、その実施方法を具体化した重点計画を策定し、その中で政府が迅速かつ重点

⁷ パブリックコメント: 【public comment】行政などが規制の設定や改廃をするとき、原案を公表し、住民の意見を求め、それを考慮して決定する制度。

⁸ ミレニアム・プロジェクト: 【millennium project】平成11年12月、当時の小淵首相が提唱した「情報化、高齢化、環境対応」の3つの分野についての技術革新を中心とした産官学共同のプロジェクト。電子政府の実現のため、認証基盤の構築や申請・届出手続の電子化などの方針もここに提唱されている。

的に実施すべき施策を明示しています。また、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（IT 基本法）を制定し、様々な制度、法律面での見直しを行うなど、世界最先端の IT 国家の実現に向けた新しい政策の推進を行っています。

また、国と自治体の関係においては、総合行政ネットワークや住民基本台帳ネットワークがいずれも平成 15 年度の運用開始をめざして構築されつつあります。

更に、平成 12 年 7 月には、自治大臣（当時）を本部長とする地域 IT 推進本部が設置され、翌月には「IT 革命に対応した地方公共団体における情報化施策等の推進に関する指針（地域 IT 推進指針）」の策定が行われており、その中で、電子自治体の実現のために必須である認証⁹基盤の整備を、市町村レベルでは平成 15 年度までに確立することが示されています。

このように、平成 15 年度を一つの目標年度として、大きなうねりが自治体にも訪れています。

2.2 府の動き

大阪府においても他の自治体と同様に、府政全般にわたっての情報化の推進を図り、府政運営の効率化・高度化と府民サービスの質的向上を目標とする「大阪府行政情報化推進計画」を平成 10 年 3 月に策定しています。

その後、平成 11 年 3 月に行政改革の推進を強く意識し、仕事のプロセスにまで踏み込んだ「大阪府行政情報化実施計画」を策定し、それによって平成 13 年度から「新共通事務システム」の導入を行っています。

また、IT に対する着目も早く、平成 11 年 3 月には、「府民サービスの情報化と情報流通のあり方に関する調査」を実施し、府における情報化の推進組織である「行政情報化推進委員会」のもとに、情報提供 電子申請 電子調達 共通課題の 4 つの分科会で検討をはじめています。

平成 11 年 12 月にミレニアム・プロジェクトが政府から発表されると、早速これに対応し、平成 12 年 3 月には、「大阪府行政情報化指針」を策定しました。これは、構成上は平成 10 年に策定した「大阪府行政情報化推進計画」の改定に向けた指針となっていますが、内容的には IT の活用に重点をおいた新しい考え方のもと、インターネットを全面的に利用した府民との情報交換を基本視点とした、「電子府庁」が提供する電子情報サービスの供給体制の整備を、達成すべき目標と定めています。

このように各種計画を整備する一方で、府と市町村での情報化推進への共同取組を目的として、平成 12 年 7 月には「府・市町村ネットワーク検討委員会」を設置しています。以後平成 13 年 4 月までに 6 回に及ぶ検討委員会を開催し、平成 12 年 11

⁹ 認証（基盤）：正当性を検証する作業。例えば、ユーザ名とパスワードの組み合わせを使って、コンピュータを利用しようとしている人にその権利があるかどうかや、その人が名乗っている本人かどうかなどを確認すること。自治体が申請・届出手続の電子化を行うにあたり、この認証基盤（公的認証局など）の整備が必要となる。

月には 全国的ネットワークへの対応 住民との間の情報交換手段の提供
ASP¹⁰事業の活用促進 地域の広域連携 を課題とした基本方針を定めました。
また、平成13年度に共同取組の企画推進体制として、「電子自治体推進会議」を設
置し、共同取組の組織推進体制・事業内容等について検討することとしています。

平成12年8月に自治省（当時）から、「地域IT推進指針」が示されると、同年9
月に「大阪IT宣言」を公表し、組織体質の変革をITの活用に求め、ITによる電子
府庁の実現が府民の信頼を勝ち得る最良・最速の方法であると宣言し、目標像を バ
ーチャル府庁 シェイプアップ府庁 ネットワーク府庁 であると表明しまし
た。

その後、平成13年2月には、「電子府庁アクションプラン」を策定していますが、
これは「大阪IT宣言」の具体的な行動指針として策定したもので、ここでは、生産
性の向上やホームページへのアクセス件数等数値目標を掲げています。

¹⁰ ASP: (アプリケーションサービスプロバイダ)【Application Service Provider】ビジネス用のアプリケーションソフトをインターネットを通じて顧
客に提供する事業者のこと。ユーザはインターネットを通じて、ASPの保有するサーバにあるアプリケーションソフトを利用する。

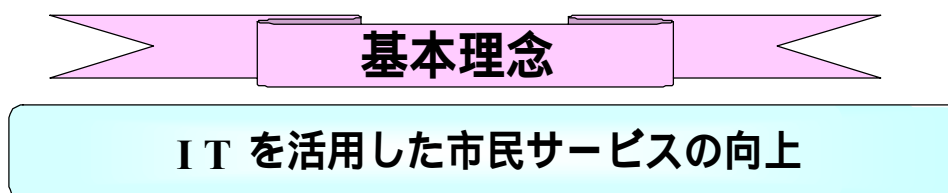
第3章 行政情報化の基本理念と基本構想

3.1 基本理念

自治体においても、今後の行政においては、市民を顧客とみなし、市民に対するサービスの質を向上するとともに、市民満足度を高めることが重要です。

このような市民サービスの向上を図る上では、行政内部の事務の効率化、情報の共有化を実現するためにITを最大限に活用するということは今後ますます重要性を増してきます。また、市民情報の有効活用と同時に個人情報保護を図る仕組み作りが必要です。

そこで、堺市の今後の行政情報化を進めていくにあたっての基本理念を、「ITを活用した市民サービスの向上」としました。



今後、本市では次のような基本的姿勢を持って、基本理念を実現するため、行政の情報化を進めていきます。

3.1.1 透明性の高い情報化

地域経営の担い手である行政は情報化の推進に際して、地域の住民や事業者を、顧客であると同時にまちづくりのパートナーであると常に念頭に置く必要があります。

顧客として念頭に置く場合、行政の情報化を、地域情報サービスの提供の前提条件であり提供体制・基盤であるという視点で考えます。また、地域から常々求められている、合理的で効率的な行政運営を行う、開かれた行政を実現する手段という視点も持ちます。

パートナーとして念頭に置く場合、行政の情報化を、より良いまちづくりに共に努めるために必要な行政と地域との情報の共有・自由な意見の交換等を可能にするもの、また、ITを積極的に活用し、相互関係の構築、透明性の高い行政運営の実現を図るツールという視点で考えます。

3.1.2 共有する情報化

行政情報化の推進にあたっては、情報・サービスの利用者である職員がどのような施策・サービスを求めているか等、常にニーズを着実に把握し、利用者の視点に立った情報化を進めていきます。

また同時に行政の推進主体である職員一人一人が、それぞれの役割に応じて自主的に、主体的に、積極的に情報化に取り組めるよう、職員がどのような役割を果たすべきかを常に検討します。また、体制や推進方法等の進め方を工夫するほか、ITの活用により行政能力の飛躍的向上を実感できる工夫も行います。

さらに、職員が持つ価値ある豊富な情報を十二分に活用・共有することが情報サービスの付加価値を高め、利便性の高いサービスとなることから、情報が活発に流通・共有されるような基盤・仕組みの整備を進めます。

3.1.3 費用対効果と実現可能性を重視した情報化

ITの将来的な可能性や先進性に注目しながらも、計画年次における実現可能性の高いサービスを検討します。また、費用対効果を重視し、より低廉で職員の事務効率が向上する、利用頻度の高いサービスの整備をめざします。

3.1.4 簡単でわかりやすい情報化

情報化の進展により、個人間の情報格差が新たな社会的・経済的格差へとつながる危険性が指摘されています。本市は、情報機器を持たない、また、操作に不慣れな市民にできるだけ配慮し、全市民がIT革命の恩恵を受けることが出来るような情報化をめざします。

3.2 基本構想

また、この基本理念を具体化した基本構想として、次の3つを定めます。

【基本構想1：市民と行政との情報のやりとりの活性化】

市民を行政サービスを提供する顧客あるいはまちづくりのパートナーとしてとらえ、ITを活用して、市民の意見、ニーズを十分に把握するとともに、様々なアクセス方法を講じることにより、行政サービスを市民により分かりやすい形で提供します。

【基本構想2：行政経営の効率化と行政能力の向上】

従来、庁内に分散し蓄積されていた情報を、ITを使うことにより共有化し、連携させることにより、業務の効率化と行政活動のスピードアップ及び行政能力の向上を図ります。

【基本構想3：電子市役所実現に向けた基盤づくり】

国レベルで進められている行政の電子化に対応し、申請、届出、調達等の電子化、ネットワーク化に向けた基盤づくりを推進し、住民サービスのノンストップ化とワンストップ化¹¹をめざします。

以下に、これらの基本構想の詳細について記します。

¹¹ **ワンストップ**：ワンストップ(行政)サービス【one stop governmental service】一度の手続きで、必要とする関連作業を済ませるように設計された行政サービス。行政手続きの電子化や広域連携によって、手続き回数を減少させ、コスト削減と利便性の向上を図る。また、自宅や職場のパソコンなどから、行政手続きを可能にすることを「ワンストップサービス」という。

基本構想 1

市民と行政との情報のやりとりの活性化

市民を行政サービスを提供する顧客あるいはまちづくりのパートナーとしてとらえ、ITを活用して、市民の意見、ニーズを十分に把握するとともに、様々なアクセス方法を講じることにより、行政サービスを市民により分かりやすい形で提供する。



行政情報メニューの充実を図り、行政情報の検索・入手を容易にする。

収集した住民情報は有効に活用する一方で、個人情報の保護について万全の対策を行う。

市民の要望の高い情報を迅速にホームページに掲載するために、ホームページ作成基準を明確化する。

電子メールや電子掲示板等を利用した市民との情報の共有化を図るとともに、市民参画を促進し、市民からのメール等による相談、要望に対して迅速に対応できるような体制を整備する。

施策の立案段階で市民の意見を聞くパブリックコメントやアンケート収集等においてインターネットを活用する。

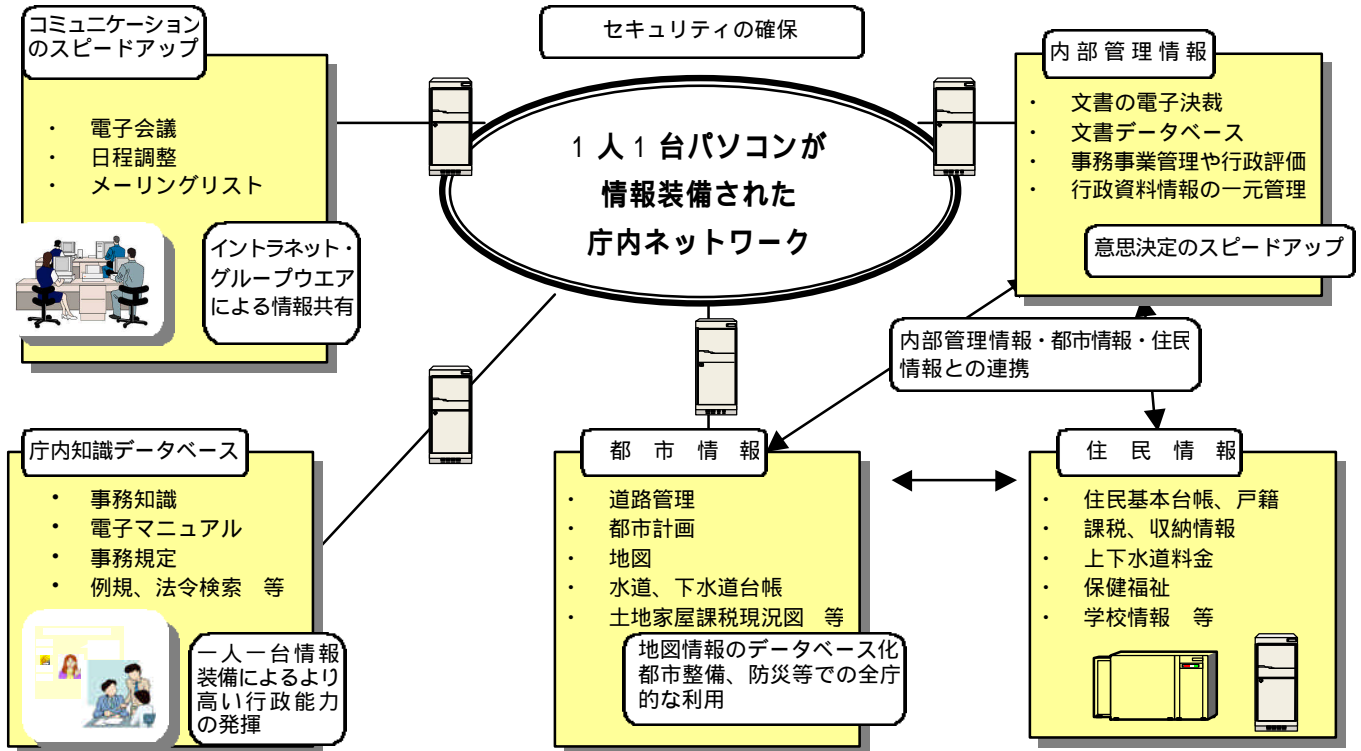
自宅にインターネットへのアクセス手段を持たない人でも利用できる多様なアクセス手段を提供する。

広く市内外へ魅力的な情報を発信することで、歴史・文化・伝統と現状及びこれから堺市がめざすところ等、堺市の姿を知っていただき市の観光や産業への寄与を図る。

基本構想 2

行政経営の効率化と行政能力の向上

従来、庁内に分散し蓄積されていた情報を、ITを使うことにより共有化し、連携させることにより、業務の効率化と行政活動のスピードアップおよび行政能力の向上を図る。



一人一台パソコンの情報装備、最新のIT環境の維持を図るとともに、職員のスキルアップを行うことにより行政活動のスピードアップをめざす。

内部管理情報、都市情報及び住民情報を連携させ、効率的な運用を図る。

地域情報化とのデータ共有ができる体制づくりをめざす。

メールや掲示板等のグループウェア¹²機能を活用した情報共有を行う仕組みを充実させ、庁内のコミュニケーションのスピードアップを図る。

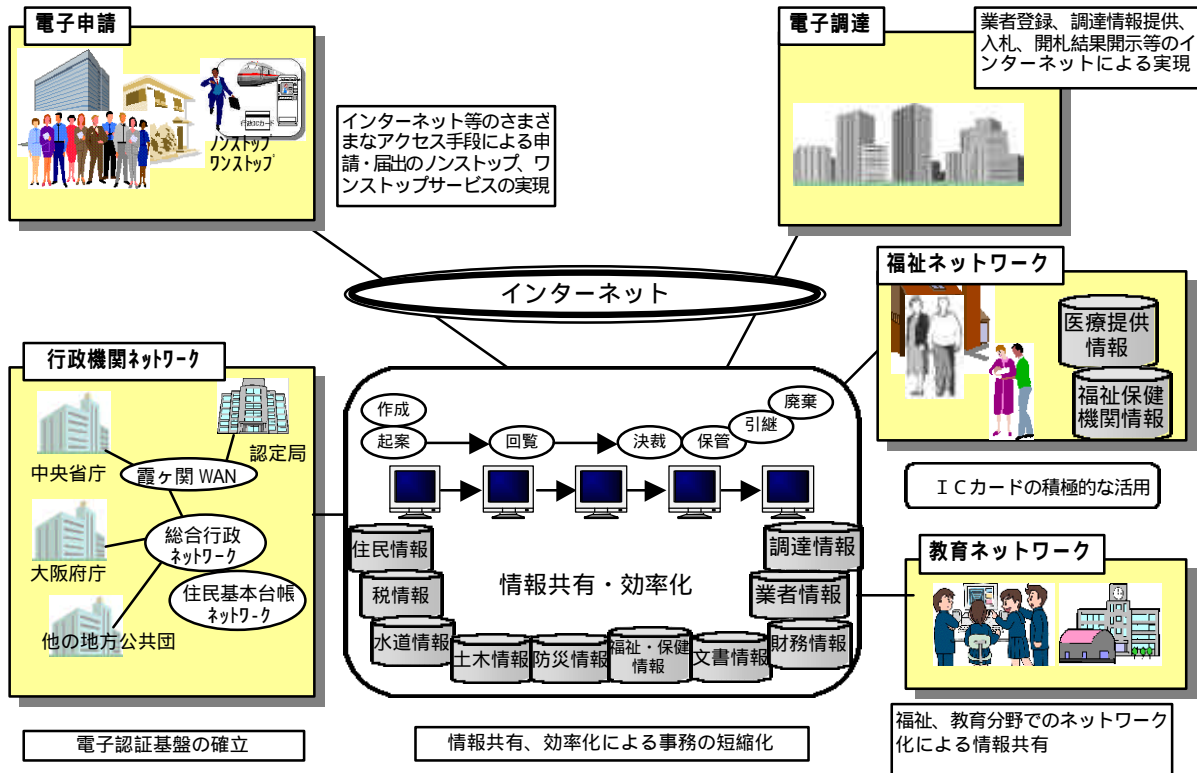
蓄積された情報のセキュリティを高めるため、組織体制を整備する。

¹² グループウェア:【groupware】LANなどで、集団作業を支援するためのコンピュータソフトウェア。

基本構想 3

電子市役所実現に向けた基盤づくり

国レベルで進められている行政の電子化に対応し、申請、届出、調達等の電子化、ネットワーク化に向けた基盤づくりを推進し、住民サービスのノンストップ化とワンストップ化をめざす。



国及び府とも連携し、今後の電子行政の基盤となる電子認証の仕組み作りを促進する。

I Cカード¹³の積極的な活用をめざす。

電子調達においては、業者登録、調達情報の提供、入札・開札の結果開示等のインターネットの利用をめざす。

様々なアクセス手段による電子申請・届出のノンストップ・ワンストップサービスの実現をめざす。

情報の共有や内部処理の効率化により、事務の短縮化や自動化を図る。

福祉、医療や教育行政において関連組織間のネットワーク化を図り、情報の共有化、有効活用を実現する。また、内部管理情報と地域情報との情報共有を図る。

¹³ ICカード：【Integrated Circuit Card】キャッシュカード大のプラスチック製カードに極めて薄い半導体集積回路（ICチップ）を埋め込み、情報を記録できるようにしたカード。磁気カードに比べて多量のデータを記録でき、データの暗号化も可能なため偽造にも強い。データを読み書きする方式の違いによって「接触式」と「非接触式」に分けられる。

第4章 情報化推進における留意点

4.1 推進体制

庁内の情報化を推進して行くためには、特定の業務範囲にとらわれず方針を明確にして強力に推進する必要があります。

また、具体的な検討においては、庁内の各部課から広く意見を求めていくとともに、職員、有識者、メーカー技術者等によるワーキンググループを設置し、様々な課題を並行して検討する必要があります。

4.2 セキュリティ

セキュリティの観点から考慮すべき点は、大別すると、インターネットセキュリティ関係と認証関係に分けることができます。

インターネットセキュリティ関係では、現在、ファイアウォール¹⁴を構築して既に運用を行っています。しかしながら、セキュリティは一度万全な対策を講じても、運用をはじめた瞬間から新しい落とし穴（セキュリティホール¹⁵）が生まれると言っても過言ではありません。ファイアウォールといえども、人間が作成したソフトウェアであるので、攻撃に対する弱点が潜んでいる可能性もあります。今後はそういったソフトウェアの最新情報の収集とセキュリティホールが見つかった際のソフトウェア更新に努めるとともに、通信の暗号化や新しい手法の研究や実施に向けた検討を進め、更なる安全対策を施していきます。

他方、認証関係は、内部情報系のみ観点では従来型のユーザ ID とパスワードによるもので十分ともいえますが、今後、総合行政ネットワークによる他の行政機関とのやりとりや、電子市役所への展開を考慮した場合、公開鍵方式¹⁶による認証も検討する必要があります。

なお、セキュリティ全般については、国の動向（「行政情報システムの安全対策指針（H11.7.30）」や、「地方公共団体のためのコンピュータ・セキュリティ（H12.3）」）も見極めながら、今後セキュリティ懇話会や、セキュリティ監査など外部機関による監視機能についても、検討していきます。

¹⁴ **ファイアウォール**：【firewall】元来は防火壁の意。組織内のコンピュータネットワークへ外部から侵入されるのを防ぐシステム。また、そのようなシステムが組みこまれたコンピュータ。

¹⁵ **セキュリティホール**：【security hole】コンピュータシステムなどで、本来の手順を踏まずにアクセスが可能になるような保護設計上の欠陥や、システムのセキュリティ上の弱点。

¹⁶ **公開鍵方式**：対になる2つの鍵を使ってデータの暗号化・復号化を行なう暗号方式。鍵のうち片方は他人に広く公開するため公開鍵と呼ばれ、もう片方は本人だけがわかるように厳重に管理されるため秘密鍵と呼ばれる。

4.3 個人情報保護

行政事務の効率化という観点から、情報の共有化が必要であることに異論はないと思われませんが、住民情報の扱いについては十分な配慮が必要です。

大量かつ迅速な情報処理を可能にする技術は、同時に、個人情報を容易に社会に流通させることをも可能にするため、人々の不安を醸成し、ひいては、ITそのものに対する反感を招く恐れもあり、現にそうした不安が現実のものとなった事例も少なからず報告されています。ITの進歩のもたらす利益をもっと効果的に享受するためには、個人情報が個人の尊厳にとって重要な意味をもっていることを認識し、個人情報を十分に保護することが不可欠の課題です。

近年、わが国においても、プライバシーについての権利意識の高まりが見られるとともに、プライバシー権の内容も、従来の「私生活をみだりに公開されない権利」といった消極的な権利としてではなく、近年の情報化の進展した社会においてその侵害を未然に防止する観点から、「自己に関する情報の流れを自ら管理する権利（自己情報コントロール権）」といった、より積極的・能動的な権利として把握されるようになってきました。

従って、個人情報を取り扱う者は、今後このようなプライバシーの考え方に対応することが求められており、個人情報の収集、管理、利用等におけるすべての段階で、情報主体によるコントロール権を保障することが必要です。

国においても、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的として、平成13年3月に「個人情報の保護に関する法律案」を国会に提出したところですが、同法案では、一定の個人情報を取り扱う事業者に対して、個人情報の取り扱いについて必要最低限度の義務付けを行うとともに、地方公共団体に対しても、個人情報の適正な取り扱いを確保するために必要な施策を講ずること等を求めています。

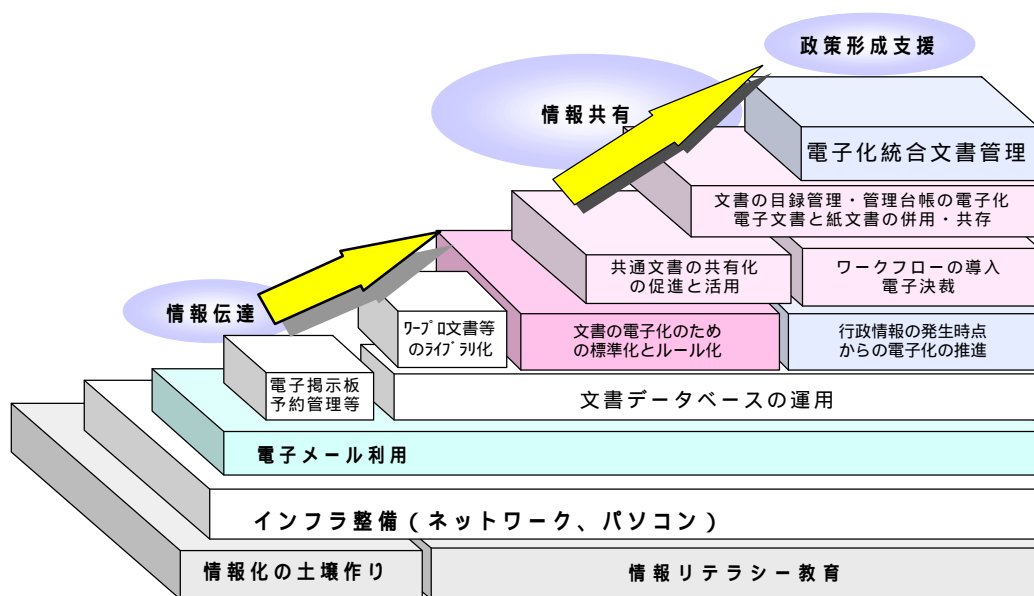
本市においても、「堺市電子計算組織の運営に関する条例」を昭和55年4月から施行し、電子計算処理に係る個人情報の保護を図っているところですが、同法案の趣旨を踏まえ、自己情報コントロール権により一層配慮するとともに、マニュアル処理情報も含めた総合的な個人情報保護制度を創設します。

しかしながら、制度を充実させても行政において個人情報に直接接触するのは職員であるため、今後とも、職員の個人情報保護についての認識をより一層高めていく努力を続けていきます。

4.4 職員のスキルアップ

インフラ面での行政情報化が完成しても、それを使う職員の技術がそれに伴って向上していかなければ、ITの最大限の活用は難しいといえます。

行政情報化の過程は、一般には次のような段階を踏むと考えられます。



堺市の現状はグループウェア利用が開始された段階ですが、今後この段階を踏んでいくためには職員に対するスキルアップ¹⁷のための研修が必須です。

研修の対象者は基本的には全職員ですが、情報化の土壌作りを効果的に行うためには、各部門に配置した情報化推進員に対する推進員研修を充実するのと並行して、順次全職員に広く入門研修から一般アプリケーション研修まで拡大していくことが有効です。

研修の内容は、次のように分かります。

- ：入門研修・基本研修
- ：応用研修
- ：庁内LANを使用した財務会計、文書管理等特定業務研修
- ：ワープロ・表計算・データベース等の一般アプリケーション研修
- ：部門の担当リーダーを要請する情報化推進員研修

研修の内容によって、外部の教育専門会社を積極的に活用し、短期間で質の高い研修をめざします

¹⁷ **スキルアップ**：【skill up】技能や能力を向上させること。

堺市行政情報化指針

平成13年11月

堺市 総務人権局 総務部 情報システム課

〒590-0078 堺市南瓦町3番1号

Tel (072)228-6753 Fax (072)228-7848

ホームページアドレス <http://www.city.sakai.osaka.jp/>

E-mail : joshi@city.sakai.osaka.jp

堺市行政資料番号	1-C4-01-0228
----------	--------------